

令和4年度 男女共同参画の視点で進めるまちづくり支援事業の 助成対象事業の募集について

(公財)三重県文化振興事業団では、県内での男女共同参画の推進を目指し、市町や地域で男女共同参画の視点をもった新しいまちづくりを進めるため、企画実施する事業に対し、その経費の一部を助成します。

1. 募集期間

令和4年1月12日(水)～令和4年2月13日(日) 必着

2. 応募の方法

助成金交付申請書(第1号様式)、事業計画書(第2号様式)、収支予算書(第3号様式)を添付して(公財)三重県文化振興事業団宛てに申請してください。

3. 助成対象団体

この助成金の交付対象者は次に掲げる要件を満たす団体となります。

- (1) 男女共同参画の推進を目的とした県内の市町、三重県男女共同参画センターの登録団体、または本助成金申請後、当センターの登録団体として活動する意思がある団体(以下、「各団体」という)であること
- (2) 三重県男女共同参画センター団体登録制度規則の登録要件に則り、県内で活動する非営利団体であること
- (3) (2)に同じく、特定の政治・宗教を支持する団体でないこと
- (4) この助成金を3年間継続して交付されていない団体であること。3年間継続して交付を受けた団体は、その後2年間は申請できないものとする

4. 助成対象事業

各団体が主催する事業(調査研究、普及啓発イベント・講座など)で次の要件をみたすものとし、ただし、同じ事業内容で助成対象となるのは3回までとします。

- (1) 男女共同参画の視点をもった事業であること
- (2) 地域の男女共同参画を推進するための事業であること

- (3) 親しみやすく参加しやすい内容であること
- (4) 本事業終了後、自立・継続・発展の構想があること
- (5) 報償費（謝金）が必要な場合は、事業総額の50%以下であること

5. 助成額

事業費として上限30万円までを助成し、審査会に合格した各団体について先着順とします。ただし、申請内容の一部のみを助成対象とすることもありますのでご了承ください。

6. 助成対象経費

項目	内 訳
会場運営費	会場使用料（施設・設備）、設営・撤去費、展示補助、その他
宣伝費・印刷製本費	広告宣伝費、看板作成費、チラシ・ポスター印刷費、配布資料等作成費、その他
謝金・旅費・通信費	講師謝金、宿泊費、託児謝金、手話・要約筆記謝金、通信連絡費、案内状送付料、その他
記録費	録画費、録音費、写真費、その他
保険料	ボランティア保険料、その他
その他	その他事業実施に特に必要と認めた経費 ※経費の詳細な内訳を提出いただき、審査会にて精査します

※飲食費（交際費・接待費・打ち上げ費）、事業の内容から明らかに合わないもの、永続的に使用可能な備品、事業の規模からあきらかに突出した物品などに該当するものは助成対象外となります。

7. 助成の対象となる期間

令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで

8. 助成決定の通知

募集期間終了後、申請内容を審査の上、助成の可否についてご通知します。

9. 助成金の請求について

助成対象事業終了後、提出していただく報告書を審査終了後、当方から助成金交付確定通知書を送付します。原則としてその確定通知書に基づいて提出してもらった助成金交付請求書により行うものとします。

10. その他

- (1) 助成対象となった支援事業を実施する際には、**当事業団から助成を受けている旨をチラシ、ポスター、配布資料等に忘れず明示してください。**

【例】公益財団法人三重県文化振興事業団

(三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」) 助成事業

助成：公益財団法人三重県文化振興事業団

(三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」)

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、活動内容の変更、延期、中止などが生じた場合は次のとおりといたします。

ア. 内容変更、延期、一部中止の場合

申請の内容を変更して実施する場合や、令和4年度内に延期して実施する場合、一部中止にする場合には「助成金変更交付申請書(第6号様式)」を提出してください。なお、延期や一部中止する場合は、それまでに発生した助成対象経費(令和4年度内に発生したものに限り)と、延長や一部中止にすることにより発生するキャンセル料(※1)も助成対象となりますが、助成金の額は交付額が上限になります。

(※1) 出演者やスタッフ、会場費や機材借料のキャンセル料等が該当します。

イ. 全部中止の場合

全部中止となった場合は、「事業の中止(廃止)承認申請書(第7号様式)」を提出してください。助成金の額の算定に係る助成対象経費については、中止までに活動実施した経費のほか、中止により発生した助成対象経費に係るキャン

セル料等（※1）も対象とします。ただし、助成の額は交付額が上限になります。

ウ. 無観客での開催・活動を行う場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、観客を入れないで講演会・活動等を実施する場合であっても、インターネットなどでその活動を配信し公開した場合は活動を実施したものとみなします。ただし、一般に公開せず関係者のみでの活動とする場合はこの限りではありません。

（3）申請書類などデータが必要な団体は事業担当までご連絡ください。